〔解 説〕

1) 不適切である

公的年金には1人1年金の原則があり、65歳未満の場合、支給事由の異なる2以上の年金を併給することはできません。なお、併給に関する規定である厚生年金保険法第38条では、老齢厚生年金と障害基礎年金の併給が可能である旨定められていますが、附則第17条により、当面の間は「その受給権者が65歳に達しているものに限る」と定められています。この附則第17条の定めにより、65歳未満の場合、支給事由の異なる2以上の年金の併給が認められないことになります。

2)不適切である。

65 歳以上の老齢厚生年金の受給権者が配偶者の死亡に係る遺族厚生年金の受給権を有する場合、遺族厚生年金の額は、「遺族厚生年金の額」または「遺族厚生年金の額の3分の2と受給権者の老齢厚生年金の額の2分の1の額との合計額」のいずれか多い方の額となります。その上で、受給権者の老齢厚生年金の額に相当する部分が支給停止され、差額が遺族厚生年金として支給されます。「3分の2」と「2分の1」を混同しないように覚えましょう。また、「遺族厚生年金の額の3分の2と受給権者の老齢厚生年金の額の2分の1との合計額」は、配偶者の死亡に係る遺族厚生年金のみに適用される点にも留意が必要です。

3) 適切である。

65 歳以上の場合は、支給事由が異なる場合でも、一定の組み合わせについては併給が認められます。障害基礎年金の受給権者の場合、「障害基礎年金と老齢厚生年金」のほか、「障害基礎年金と遺族厚生年金」の併給も認められます。

4) 不適切である。

高年齢雇用継続基本給付金の受給により支給停止される在職老齢年金の額は、1か月あたり、最大で標準報酬月額の6%です。6%だけでなく、何に対しての6%なのかについても正確に理解しておきましょう。

併給調整は、他の項目に比べるとそれほど複雑な仕組みではないので、覚えておけば点数につながりやすい項目といえます。公的年金は範囲が広いので取りこぼしがちですが、併給調整についても一通り学習しておくようにしましょう。

戻る